

介養協第 100 号  
令和 7 年 12 月 19 日

協会会員  
介護福祉士養成施設 代表者 殿

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会 長 澤 田 豊  
〔公印省略〕

厚生労働大臣あて要望書及び人材開発統括官宛て要望書の提出について

日頃から介護福祉士の養成教育にご尽力されておりますことを感謝申し上げます。

さて、本年 12 月 18 日に当協会正副会長が厚生労働省に伺い、厚生労働大臣あて要望書（別紙 1）及び人材開発統括官宛て要望書（別紙 2）を提出し、当協会から養成校の現状を説明するとともに、介護福祉士資格取得の経過措置の延長（以下「経過措置の延長」という。）が必要であること、養成校を維持し質の高い介護を提供するための教育を継続するには財政支援などが重要であること、更なる専門性を身に着けた上位資格の実現に向け理解・支援をいただきたいこと等の説明を行いました。

これに対し厚生労働省から、経過措置の延長について、現時点では政府として決まったわけではないが、今後内部で議論していくこととなる。上位資格の創設については教育の中身を高めていく方向性は理解しているなどの説明がありました。

今回の要望事項のうち修学資金等貸付事業や地域医療介護総合確保基金に関する事業については、その具体的実施内容が都道府県の判断に左右されることから、会員各校におかれては最寄りの都道府県知事あての要望を積極的に行っていただくようお願いいたします。

今後とも介護福祉士の地位向上と専門性の高い人材育成を目指して努力して参る所存でございますので、会員各校のご理解ご支援をお願いいたします。

以上

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

担当 山田 (yamada@kaiyokyo.net)

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-3-10

藤和シティコープ御茶ノ水 2 階

TEL : 03-3830-0471 FAX : 03-3830-0472